

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第2項の規定に基づき、令和6年度予算における特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称等の概要を別紙のとおり公表します。

令和6年10月22日
防衛大臣 中谷 元

令和6年度予算における特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称等の概要について

1 本公表の対象

令和6年度予算における特定防衛調達の対象である輸送ヘリコプター（CH-47JA）一括調達に関し、令和6年8月30日に締結された取得に係る契約1件。今後締結する残りの契約については、契約後に順次公表を行うこととしている。

2 本特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称及び契約金額その他の概要 付紙のとおり

3 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した 額 付紙のとおり

4 本特定防衛調達の概要

（1）対象となる装備品等及び数量

輸送ヘリコプター（CH-47JA）の一括調達（計12機）

（2）本特定防衛調達に係る長期契約の期間

令和6年度から令和13年度までの8箇年度

（3）対象となる装備品等の納入予定

令和10年度に1機、令和11年度に2機、令和12年度に4機、令和13年度に5機

付紙

物品等の名称	数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約締結日	契約相手方の商号 又は名称及び住所	契約金額 (千円)	長期契約によらな かった場合の契約金額 (推計・千円)	長期契約による縮減額 (千円)
自己防護装置（CH－４７Ｊ Ａ用）（輸入）	１１ＳＥＴ	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長 鈴木 信丈 東京都新宿区市谷本村町５－１	令和６年８月３０日	三井物産エアロスベ ース株式会社 東京都千代田区丸の 内一丁目８－２	10,286,210	12,184,115	▲1,897,905

（注）本契約は、搭載通電機器の一部の契約であるため、現時点で全体の縮減額を示すことはできないが、今年度中に残りの契約を行
い、公表をする予定。